



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 肥料登録有効期間の更新……………
- …(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…
- 優良映画等の推奨……………
- …(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告示

平成二十七年十月二十日  
東京都多摩建築指導事務所長 金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
清瀬市松山三丁目千八百番一、同番 平成二十七年九月  
三百五の一部、千六百三番二の一部 月十八日  
及び同番四

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千五百三十一号  
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十七年十月二十日  
東京都知事 舩添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区京浜島二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

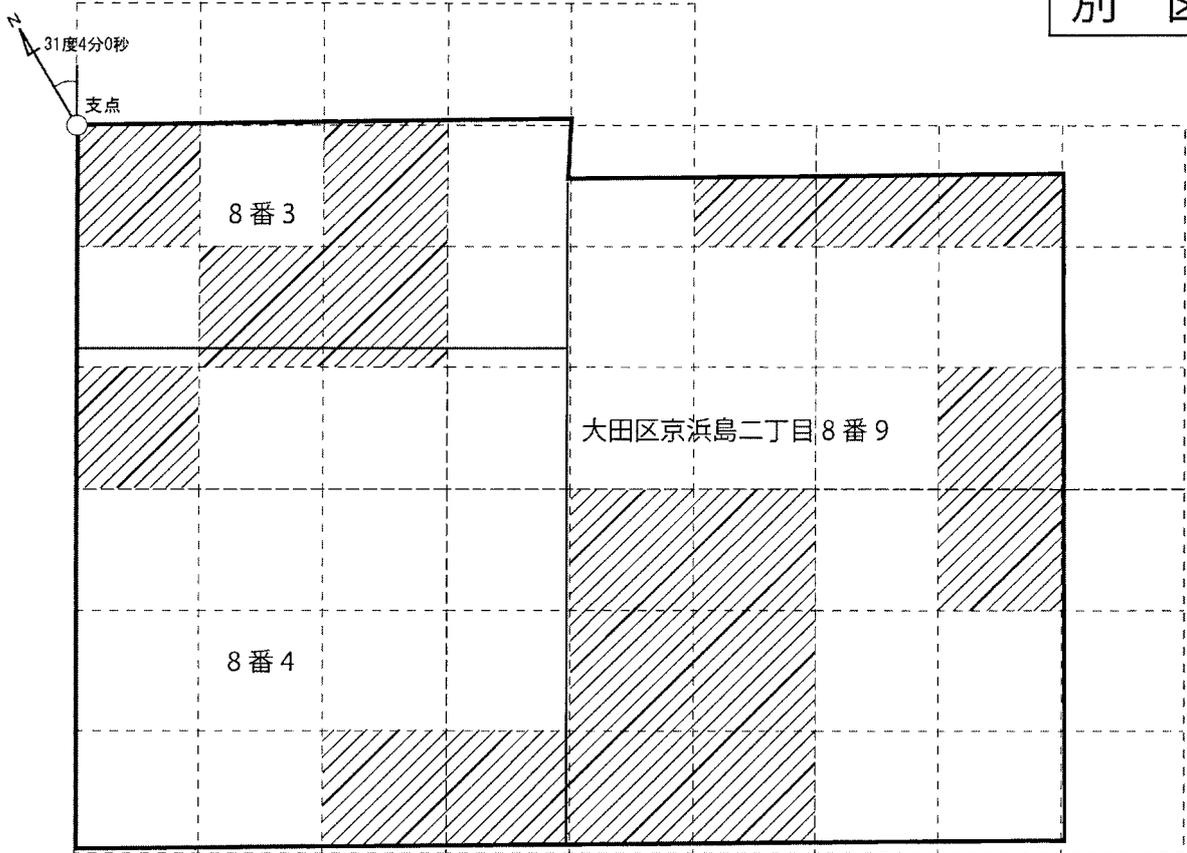
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



- 【凡例】
- 単位区画
  - 筆境界
  - 敷地境界
  -  形質変更時要届出区域  
(規則第58条第4項第11号に該当する区域)

【支点】  
 支点は、大田区京浜島二丁目8番3の最北端とする。

【格子の回転角度(31度4分0秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百三十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月二十日

東京都知事 外 添 要 一

登録番号	東京都第九一九
有効期限	平成二十三年九月三十日
肥料の種類	魚かす粉末
肥料の名称	八・五一六・〇 魚かす粉末
保証成分量(%)	窒素全量 八・五 りん酸全量 六・〇
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	大東肥料株式会社 江東区亀戸六丁目四十九番十二号

●東京都告示第千五百三十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年十月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 都道杉並武蔵野線

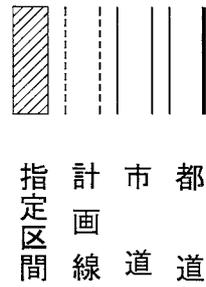
二 指定する区間 武蔵野市吉祥寺東町一丁目五百六十番十七地内から同市吉祥寺北町一丁目六百四十番十六地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

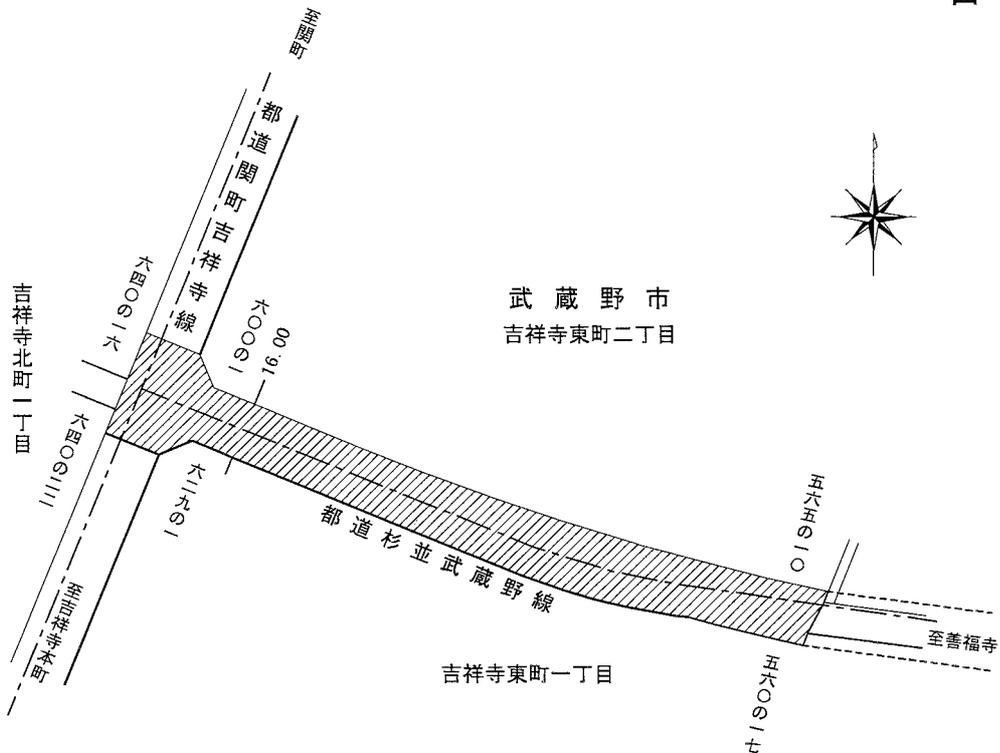
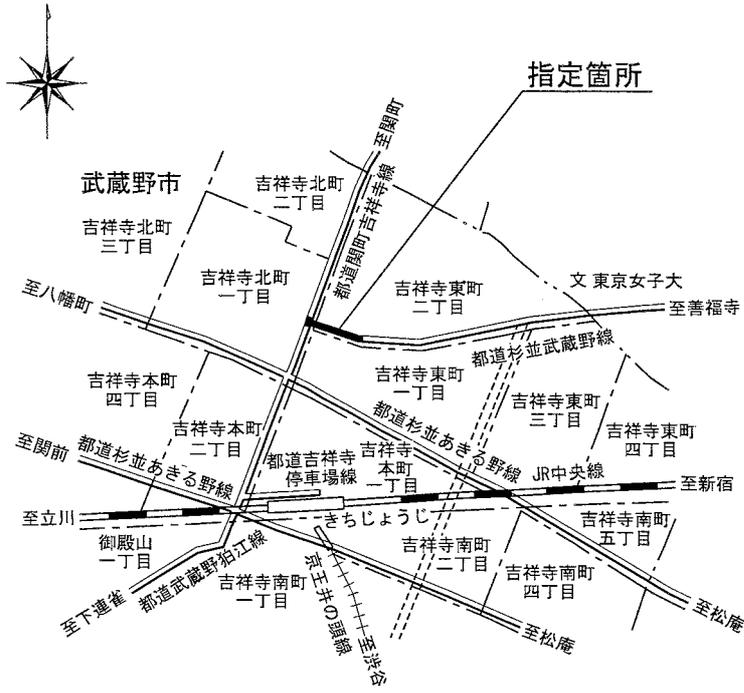
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道杉並武蔵野線

武蔵野市吉祥寺東町一丁目～吉祥寺北町一丁目



(電線共同溝予定名称 杉並武蔵野・一号)  
延長 二〇三・三三メートル



公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のおり推奨する。

平成二十七年十月二十日

東京都知事 外 添 要 一

推奨番号	種類	名称	制作者等	推奨理由
四三二	映画	エール！	J E R R I C	青少年を健全に育成する上で有益である
			O e t	と認める。
			M A R S	
			F I L M S	

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

府中市是政一丁目四十九番三十一の二及び同番四十二

千代田区丸の内二丁目二番三十三号

株式会社フージュアースベニュー

代表取締役 森 俊哉

東村山市恩多町三丁目六番三、同番四及び同番十七

武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業

小平市御幸町百三十一番三及び同番四の各一部

代表取締役 兼井 雅史  
千代田区大手町一丁目六番一  
三菱地所レジデンス株式会社  
代表取締役 小野 真路

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001